

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の方へ

企業の規模を問わず、
**雇用調整助成金は短時間休業にも
ご活用いただけます！！**

※学生アルバイト・パート労働者も対象です※
助成額 1人1日

15,000円 (上限額)

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

- ◇ シフト制における短時間休業にも活用可能です
- ◇ 社内の部署の部門ごとの短時間休業にも活用可能です
- ◇ 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です

学生アルバイト・パート労働者 (*1) も対象 (*2)

(*1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者

(*2) 「緊急雇用安定助成金」として支給します

雇用調整助成金に係る大企業の助成率の引き上げ

緊急事態措置の実施期間に実施した休業（短時間休業を含みます）

については、以下のとおり助成率を**最大10/10**に引き上げます。

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）
大企業	2 / 3 ⇒ 4 / 5	3 / 4 ⇒ 10 / 10
中小企業	4 / 5	10 / 10

※特例措置以外の場合は、大企業は1/2、中小企業は2/3

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

【電話】 **0120-60-3999**

【受付時間】 9:00～21:00（土日・祝含む）

